

札幌市手稲老人福祉センターの管理に関する改定協定書

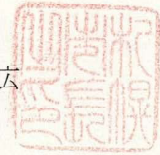
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）が令和 5 年 3 月 27 日付けで締結した札幌市手稲老人福祉センターの管理に関する協定書について、下記のとおり乙の名称を変更し協定を継続することとし、改定協定を締結する。

- 1 乙の変更後の名称
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- 2 変更日
令和 5 年 4 月 1 日

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 4 月 21 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 東京都豊島区東池袋 1-44-3
池袋 I S P タマビル
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
代表者 代表理事 田嶋 羊子

